

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	水防対策費	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	白井 勲	内線	2711
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	水防対策人件費(01-08-01) 水防対策事務費(01-08-02)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠	水防法、東京都水防計画	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区水防活動マニュアル	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害時における体制の強化[11-01]			
目的	台風や豪雨時の内水氾濫に対して、水防活動を迅速かつ適切に行うため、水防上必要な人的態勢や資器材を整備し、もって水害による被害を軽減し、区民の安全を確保する。				
対象者等	浸水被害が想定される地域及び住民				
内容	<p>1 台風や豪雨時の水防活動 大雨・洪水警報が発令されたときは、土木部に水防本部を設置し、状況に応じて次の態勢により水防活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡態勢 若干名 ・警戒配備態勢 水防要員の1 / 6 ・第1非常配備態勢 水防要員の1 / 3 ・第2非常配備態勢 水防要員の2 / 3 ・第3非常配備態勢 水防要員全員 <p>2 閉庁時の局地的な集中豪雨に対する緊急水防活動について 閉庁時において、集中豪雨が予測される大雨・洪水警報が発表されたときは、区内在住職員による緊急対応班を設置し、緊急水防活動を実施</p> <p>3 水防資器材の購入・管理</p> <p>4 水防訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回、区及び区内消防署が合同で訓練を実施 ・3年に1回は、上記に替えて第六方面本部との合同訓練を実施（第六方面本部は、荒川、足立、台東を管轄） 				
経過	<p>[水防訓練実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月14日（木） 汐入公園多目的広場 ・平成22年5月19日（水） 宮前公園予定地 ・平成23年5月14日（土） 汐入公園多目的広場 				
必要性	台風や豪雨時の浸水被害を最小限に食い止め、区民の安全・安心を確保するため必要不可欠である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,971	3,648	3,651	3,815	4,024	3,847	4,562	
決算額（23年度は見込み）	3,869	990	3,341	3,159	1,939	2,251	4,562	
人件費等	2,586	2,562	2,562	2,541	2,443	2,616		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）	30	30	30	30	30	30		
合計（ + + ）	6,455	3,552	5,903	5,700	4,382	5,739	4,562	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,455	3,552	5,903	5,700	4,382	5,739	4,562	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	水防本部設置回数	7	5	12	12	5	9	-
	水防従事延べ人数	187	53	191	157	114	220	-
	土のう配付数	1,075	0	1,025	155	2,286	429	-
	水防訓練参加人数	520	300	260	445	260	260	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	時間外手当	水防従事職員手当	1,395	水防従事職員手当	1,335	水防従事職員手当	2,325
	食糧費	水防演習当日賄	40	水防訓練当日賄	40	水防訓練当日賄	90
	一般需用費	水防資器材購入費	350	水防資器材購入費	547	水防資器材・印本費	1,101
	役務費	NHK・CATV受信料	54	NHK・CATV受信料	50	CATV受信料・八ガキ	46
	委託料	水防訓練会場設営委託	100	水防訓練会場設営委託	279	水防訓練会場設営委託	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	水防本部設置回数	12回	5回	9回	-	-	
	土のう配付件数	9件	143件	17件	-	-	
	土のう配付数	155袋	2,286袋	429袋	-	-	

問題点・課題 (指標分析)	<p>浸水被害は、局地的な豪雨による雨水の急増に排水処理能力が追いつかないため起きるもので、下水等の雨水処理施設の整備が必要である。また、道路の側溝・雨水ますの取水口が、車を取り入れるためのブロックや植物プランターでふさがれたり、枯れ葉やゴミが詰って雨水が排水できないことから起きるので、その防止を区民に周知する必要がある。</p> <p>被害原因の詳細な情報把握が必要である。</p> <p>区民参加型の水防訓練の実施</p> <p>道路工事事務所の縮小による土のう配付方法の検討</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
老朽化した下水道再構築や地下調整池等の雨水処理施設のインフラ整備を下水道局に積極的に要請する。また、側溝・雨水ますの取水口の適正な管理を行うとともに、区民にも区報・パンフレット等を活用して清掃の協力をお願いする。	浸水被害の減小
過去の浸水被害箇所の現地調査を行い、状況に応じて雨水升のグレーチング化を行う。また、雨水の流れを阻害する物が置かれている場合は撤去をお願いする。	浸水被害の減小
簡易水のう、土のう作り体験コーナーを訓練会場に設置し、水防工法を体験してもらう。また、家庭用品を使った簡易水防工法での訓練参加を複数町会へ依頼する。	区民の自助・共助意識、防災意識の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	局地的な豪雨による浸水被害に対処するためにも優先度が高い

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	交通安全対策協議会運営費	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	山田剛嗣	内線	2712
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	交通安全対策協議会運営費（01-07-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市 []			
	政策	防災・防犯のまちづくり [11]			
	施策	交通安全対策の推進[11-06]			
目的	区内の警察署・交通安全協会・関係機関・民間団体等が相互に協力体制を確立し、交通安全に関する総合的な施策を協議するとともに、効果的に交通安全運動を推進するため、交通安全対策協議会を設置している。				
対象者等	区民				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、春と秋に交通安全対策協議会を開催し、交通安全運動の重点や交通安全対策等について協議し決定する。 ・協議会は39人の委員(学識経験者・民間団体関係者・関係行政機関職員)で構成。うち学識経験者は(議員)6人、民間団体関係者は16人。 ・協議会幹事会は23人(関係行政機関職員)の幹事で構成。 ・平成22年の秋の交通安全運動から、期間中に数回、区職員が荒川地区、南千住地区、尾久地区の代表的な現場を訪ね、子どもたちの通学の誘導などのお手伝いを続けている。 				
経過	交通安全に関する施策の指標として、交通安全対策基本法第26条により、昭和46年以降荒川区交通安全計画を策定し、長期的かつ総合的な施策を講じている。 なお、荒川区交通安全計画は東京都交通安全計画に基づいて作成している。				
必要性	関係機関・団体等が相互に連携し、それぞれの所管及び地域実態に応じて交通安全運動の必要性等について協議し、全ての参加者がそれぞれの立場で相互理解を深めつつ創意工夫を凝らした取組みを実践し、交通安全運動が区民総ぐるみの運動とするうえで重要な協議団体である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	・毎年、年2回春と秋に協議会を開催(平成22年度は9月30日、3月30日に開催)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	303	302	302	302	302	302	317	
決算額(23年度は見込み)	252	252	115	247	218	219	317	
人件費(退職給与引当金繰入額を含む)		1,724	1,708	1,694	1,629	2,581		
減価償却費						1,453		
【事務分担量】(%)		20	20	20	20	50		
合計(+ +)	252	1,976	1,823	1,941	1,847	2,800	317	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	252	1,976	1,823	1,941	1,847	2,800	317	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	協議会開催(回)	2	2	1	2	2	2	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	207	委員報酬	207	委員報酬	304
	食料費	会議食料費	9	会議食料費	10	会議食料費	11
	使用料及	会議会場使用料	2	会議会場使用料	2	会議会場使用料	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	交通事故件数（自転車事故）	674(395)	584(353)	561(323)	500(300)	500(300)	
	交通安全運動参加者（人）	3,500	3,500	3,500	3,500	4,000	
	自転車免許講習会参加者（人）	947	933	1,072	1,100	1,300	

（問題点・課題）	<p>区内の交通事故発生件数は、平成8年から年間概ね500件前後を推移していたが、平成11年から13年には増加傾向に転じた。その後、平成17年からは減少傾向にある。また、自転車が関係する事故が事故件数全体の半数以上をしめている。</p> <p>自転車に関する事故の減少を旨とする必要から特に高齢者、若年層を中心とした交通マナーの向上を図る必要がある。そのためにも、第九次「荒川区交通安全計画」を策定し、区内の交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、関係団体のさらなる充実を図り、幅広い関係機関との連携を強化する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>高齢化社会の到来を見据えた「高齢者の交通安全の確保」、区内の交通事故の半数を超える「自転車の交通事故」の減少等について区報でのPRや、自転車免許講習会及びスクエアドストレイトの開催を通じて交通事故の減少に取り組んでいく。</p>	<p>自転車事故（高齢者の事故を含む）の減少、ひいては交通事故全体の減少</p>
<p>23年度に策定した第9次荒川区交通安全計画を警察や関係団体と協力し実施していく。</p>	<p>交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関の連携が強化され、交通事故の減少などの効果が期待できる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	交通安全に関する総合的施策を審議する重要な協議会

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	交通安全協会補助	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	山田剛嗣	内線	2712
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	交通安全協会補助（01-07-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	62年度	根拠	荒川区交通安全協会補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	交通安全対策の推進[11-06]			
目的	区内の交通安全を推進するとともに、区民の交通安全意識の向上や交通事故の防止を図るため、日頃から地域に根ざした交通安全啓発活動を行っている交通安全協会に対して補助金を交付する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川交通安全協会 ・南千住交通安全協会 ・尾久交通安全協会 				
内容	<p>交通安全協会は春・秋の交通安全運動期間をはじめ、日頃から地域に根ざした交通安全啓発活動を積極的に行っており、これらの活動に要する経費の一部として荒川・南千住・尾久の交通安全協会に対して補助金を交付する。</p> <p>・活動内容：春・秋の交通安全運動、交通少年団活動、各種交通安全広報など</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度は補助金の見直し（全庁的）により補助金の額は一律10%の減額 ・平成12年度は補助金の見直し（全庁的）により補助金の額は荒川交通安全協会が5.6%、南千住、尾久交通安全協会が5.2%の減 				
必要性	区内の交通事故発生件数は減少傾向にあるが、これは交通安全協会を中心とする関係機関や団体等の交通安全に対する熱心な取組みの成果である。しかし区内では依然として交通事故が多く発生しており今後さらに区民に対する交通安全意識の向上や、交通事故を防止し区民生活の安全を確保するうえで重要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 各交通安全協会の補助金交付請求に基づいて交付している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	
決算額（23年度は見込み）	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	
人件費（退職給与引当金繰入額を含む）		862	854	847	814	2,826		
減価償却費						2,324		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	80		
合計（+ +）	3,920	4,782	4,774	4,767	4,734	6,746	3,920	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	3,920	4,782	4,774	4,767	4,734	6,746	3,920	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
荒川交通安全協会(千円)	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	
南千住交通安全協会(千円)	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	
尾久交通安全協会(千円)	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	交通安全協会補助	3,920	交通安全協会補助	3,920	交通安全協会補助	3,920

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	荒川交通安全協会（人）	2,653	2,507	2,368	2,368	3,000	
	南千住交通安全協会（人）	238	220	218	218	300	
	尾久交通安全協会（人）	1,400	1,200	1,054	1,054	1,500	

（問題点・課題）	交通安全協会の会員数は年々減少しており交通安全対策をより充実させるためには、会員数を増やす必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
春・秋の交通安全運動、区民交通安全のつどい等の啓発活動を積極的に行い、交通安全協会と連携して交通事故を減少させるためにも、各交通安全協会の会員数増加を働きかける。	効果的な交通安全活動が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	活動の中心的役割を果たしており益々の活動が望まれる。

況議（要旨）	会質問状
--------	------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	交通安全啓発費	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	山田剛嗣	内線	2712
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	交通安全啓発費（01-07-03）				
事務事業の種類	新規事業	（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	37年度	根拠法令等	交通安全対策基本法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	交通安全対策の推進[11-06]			
目的	<p>啓発活動 春・秋の交通安全運動期間をはじめ、平素から交通安全運動を円滑に実施できるよう町会等に啓発用品を配布するほか、各種の交通安全啓発活動に参加された区民に啓発用品を配布し交通事故防止を呼びかける。</p> <p>自転車運転免許証制度 安全な自転車の乗り方や交通ルール、マナーを学ぶことにより自転車による交通事故を防止し、社会ルールを守る地域社会を実現することを目的とする。</p>				
対象者等	<p>啓発活動 町会・保育園児・幼稚園児・新入学児童等 自転車運転免許証制度 区内在住、在勤、在学の小学4年生以上の方</p>				
内容	<p>啓発活動 春・秋の交通安全運動、TOKYO交通安全キャンペーン、区民交通安全のつどい、広報啓発活動 自転車運転免許証制度 小学4年生以上を対象に講習会（講義・筆記試験・実技講習）を開催し、小中学生には運転免許証を高校生以上には講習終了証を交付。 自転車安全運転見守り隊による交通ルール・マナー等の啓発活動を実施し、自転車のルール・マナー向上運動を展開。 警察署と連携して、地域で交通安全教室、スクアードストレイト（事故現場を再現してみせ、恐怖を実感することで、危険行為を未然に防ぐ教育手法）を開催 高齢者の自転車事故防止の啓発活動 ヘルメット着用促進キャンペーン 児童・幼児が自転車に乗る時には、ヘルメットをかぶって乗るようにするキャンペーン 区内の小中学生、幼稚園にヘルメット促進キャンペーン用チラシを配布。</p>				
経過	平成14年度より「自転車免許講習会」を実施、平成22年度末現在までに、307回開催9,338名が受講。				
必要性	区民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、区民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図るうえで重要な事業である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>交通安全運動期間の前や各種交通安全啓発活動を実施する際に、警察署からの要望や町会に対する意向調査に基づき啓発用品を配布。 自転車免許講習会は、毎月第3土曜日に荒川自然公園交通園で開催している。また、学校においては交通安全教育の授業等の時間を活用して実施。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	5,540	5,458	5,211	5,999	5,286	5,102	4,770	
決算額（22年度は見込み）	4,316	3,884	3,384	4,200	3,447	4,920	4,770	
人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	8,416	13,664	13,664	13,552	13,030	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担量】（%）	170	160	160	160	160	20		
合計（+ +）	12,732	17,548	17,048	17,752	16,477	6,664	4,770	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	12,732	17,548	17,048	17,752	16,477	6,664	4,770	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	自転車免許講習会（回数）	38	32	31	28	29	29	-
	自転車免許講習会（参加者数）	810	872	940	947	933	1,072	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費					報償費	150
	一般需用費	啓発用品購入費	3,085	啓発用品購入費	3,620	啓発用品購入費	3,340
	役務費	懸垂幕掲示手数料	0	懸垂幕掲示手数料	0	懸垂幕掲示手数料	42
	委託料	免許証作成委託料	227	免許証作成・スクエアドストレイト委託料	1,160	免許証作成・スクエアドストレイト委託料	1,085
	使用料及び賃借料	つどい会場使用料	135	つどい会場使用料	141	つどい会場使用料	153
	備品購入費	教育映像	0	教育映像	0	教育映像	0

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	スクエアド・ストレイト実施回数	0	0	3	3	6	
	交通安全ぬり絵配布個数	3,700	3,750	4,000	3,800	3,800	
	ランドセルカバー配布個数	1,550	1,500	1,500	1,500	1,500	

（問題点・課題） （指標分析）	<p>啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的に交通安全啓発活動を推進するとともに、活用される啓発物品を配布する必要がある。 <p>自転車運転免許証制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内の小学校4年生を対象に、安全教育の一環として実施されているが、未実施の学校がある。全体実施に向けて取り組む必要がある。 一般区民の参加者が少ない。 自転車安全運転見守り隊の活動が停滞している。
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 8 区 未実施 14 区）</p> <p>平成15年度 板橋区 平成16年度 文京区、世田谷区、足立区、杉並区 平成17年度 渋谷区、練馬区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
学校を通じて、区内小中学校の児童生徒及び保護者に、区報等を通じて、一般区民に自転車免許講習会への参加をよびかける。	小中学生及び一般区民の自転車事故の減少が期待できる。
警察と連携し実施しているスクエアドストレイトの回数を、各地区1回ずつの計3回から増加を図る。	中学生及び高校生の交通事故数の減少が期待できる。
高齢者向けの自転車免許講習会を出前により実施する。	各種団体に入会していない高齢者に受講していただく機会を提供することで、高齢者の自転車事故の件数が減少することが期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	常に区民に対してルール・マナーの遵守を訴えていく。

（状況） （要旨） （質問）	【平成18年第4回定例会】 自転車の安全な通行について
----------------------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	道路占用事務費	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	大熊朋子	内線	2715
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	道路占用事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	28年度	根拠	道路法（同施行令、施行規則）、荒川区道路占用料等徴収条例、荒川区道路占用規則
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	占用許可、占用許可に伴う工事調整及び道路監察を通じて、道路の公共性の確保及び安全性の確保などを目的とする。				
対象者等	公共事業者（東京電力、東京ガス、NTT、水道局、下水道局）、鉄道事業者、区民				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可 公益占用（電気、ガス、通信、水道、下水道）及び建築足場や看板などの一般占用について道路法に基づき許可 ・占用料等徴収 占用許可したものについて、区条例に基づき占用料を徴収 ・道路工事調整 区の道路工事及び占用工事の調整のため、年4回関係企業や警察署を集め調整会議を実施 ・道路監察 道路の不法占用の是正指導、占用申請の指導、道路通行の安全性の確保、違反広告物の撤去などを目的とし、日々道路パトロールを実施 ・道路工事施行承認 歩道の切り下げなど道路管理者以外の道路工事（自費工事）について承認 ・特殊車両通行許可 車両制限令に基づき、20tを超える特殊車両について通行を許可。通行経路が2以上の道路管理者にまたがる場合は、上位管理者から協議 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・占用料については、固定資産税の評価替えに伴い概ね3年毎に改定している。（平成22年4月改定） 				
必要性	道路の公共性及び安全性を確保するために必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・平成22年度路上放置物等処分業務委託（一般・産業廃棄物収集・運搬処理業務） 小岩興業(株)279,824円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,071	1,392	1,328	1,060	1,320	1,665	1,306	
決算額（23年度は見込み）	803	723	878	497	885	770	1,306	
人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	20,392	20,221	20,251	20,099	19,384	20,859		
減価償却費						8,134		
【事務分担当】（%）	280	280	280	280	280	280		
合計（+ +）	21,195	20,944	21,129	20,596	20,269	21,629	1,306	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	437,805	443,753	531,287	543,336	540,594	608,328	607,753	
一般財源	-416,610	-422,809	-510,158	-522,740	-520,325	-586,699	165	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	占用許可件数（大規模・小規模・一般）	1,903	1,964	1,968	1,868	1,695	1,615	1,640
	監察件数	27,698	21,124	23,296	26,703	28,146	31,009	31,100
	特殊車両許可件数	152	147	258	292	281	257	260
	道路幅員証明件数	53	47	42	32	34	34	34

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	食糧費	道調会議、監督員会議	25	道調会議、監督員会議	25	道調会議、監督員会議	28
	一般需用	印刷製本、事務用品	138	印刷製本、事務用品	391	印刷製本、事務用品	184
	役務費	監察用携帯電話通話料	41	監察用携帯電話通話	37	監察用携帯電話通話	54
		路上放棄自動車リサイクル券	0	路上放棄自動車リサイクル券	0	路上放棄自動車リサイクル券	19
	委託料	不法投棄物処理委託	442	不法投棄物処理委託	37	不法投棄物処理委託	404
		路上放置物処分	239	路上放置物処分	280	路上放置物処分	617

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	占用許可件数	1,868	1,695	1,615	1,640	—	

問題点・課題 (指標分析)	<p>災害時の道路占用物件について、よりスピーディーに状況確認し、早期の復旧が図れるようにする。道路占用料の改定については、23区統一的に実施してきたが、平成17年度2区（千代田区・港区）、平成19年度2区（中央区・新宿区）、平成22年度1区（渋谷区）が独自に改定したこともあり、今後の改定方法について検討する必要がある。</p> <p>商店の商品が長期的かつ継続的に道路上に陳列されているため、不法占用対策が急務である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	災害時の道路占用企業者との緊急連絡網を再度確認し、連携して早期の復旧が図れるよう体制を整える。	災害時の道路占用物件を早期に復旧させることにより、区民の安心・安全を確保する。
	他区と協議し、統一的に占用料の改定を実施する。	統一的に占用料を改定することにより、大都市東京を一体的に構成する道路管理者として、一体性及び連動性並びに公共性を維持できる。
	1 警察、消防、保健所等関係機関と連携を図り、商店街等に対して指導の強化に努める。 2 「区報」等に掲載し、不法占用の改善に努める。	商品等の路上陳列が解消されることにより、歩行者等の道路通行時の安全性を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	道路を適正な状態で管理するため、必要な事業である。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	屋外広告物事務費	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	大熊朋子	内線	2715
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	道路占用事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠	屋外広告物法、東京都屋外広告物条例、同施行規則、荒川区手数料条例
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	緑とうるおい豊かな生活環境づくり[08-01]			
目的	屋外広告物の表示、場所、方法などを規制することにより、良好な景観の形成、美観の維持、通行者に対する危険を防止する。				
対象者等	屋外広告物掲出者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物事務 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき区が処理する事務である。 ・広告塔や広告板、車体利用広告などの広告物については、区条例で定められた手数料を徴収する。 ・違反広告物除却協力員制度 区民ボランティアが違反広告物を撤去する。 ・日々の道路パトロールにより違反広告物への警告札の貼付及び簡易除却できるものの除却を行っている。 				
経過	<p>平成11年12月 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例制定(施行平成12年4月)</p> <p>平成12年3月 荒川区手数料条例制定</p> <p>平成16年4月 屋外広告物許可手数料改正</p> <p>平成17年12月 違反広告物除却協力員制度実施要綱制定。 (平成23年6月1日現在の協力員数98名)</p> <p>平成20年12月 東京都屋外広告物条例施行規則の一部改正 (看板等に貼付する許可済シール(標識票))</p>				
必要性	良好な景観の形成、美観の維持、通行者に対する危険防止を図ることにより、住み良い町をつかって行くために必要である。				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>・違反広告物除却協力員は無償ボランティアで、はり紙だけを除却する。 (協力員証、腕章、ジャンパー、帽子等交付)</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	136	54	119	173	471	77	217	
決算額(23年度は見込み)	77	42	129	181	300	72	217	
人件費(退職給与引当金繰入額を含む)	13,248	11,883	11,953	11,887	11,567	12,627		
減価償却費						6,972		
【事務分担量】(%)	260	240	240	240	240	240		
合計(+ +)	13,325	11,925	12,082	12,068	11,867	12,699	217	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	8,761	7,111	6,205	7,373	5,652	7,023	5,652	
一般財源	4,564	4,814	5,877	4,695	6,215	5,676	-5,435	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	屋外広告物許可件数	218	196	192	217	188	214	200
	違反広告物除却協力員 数委嘱数(累計)	23	19(42)	5(47)	30(77)	1(78)	13(91)	10(101)
	違反広告物除却件数(協力員除却)	3,536	10,131	11,493	5,907	7,224	9,638	8,000

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	食糧費	協力員打合せ会	0	協力員打合せ会	0	協力員打合せ会	12
	一般需用費	協力員用消耗品	192	協力員用消耗品	26	協力員用消耗品	155
		印刷製本（許可済シール）	69	印刷製本	0	印刷製本	0
	手数料	保険料	39	保険料	46	保険料	50

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
指	協力員増数（現在員数）	30(77)	1(78)	13(91)	10(101)	120	毎年10名程度増員していく。
標	違反広告物除却件数(はり紙)	29,019	23,671	30,091	26,000		毎年26,000件 うち、違反広告物除却協力員による除却数（H19年度11,493件・H20年度5,761件・H21年度7,224件・H22年度9,638件）を含む

（指標分）	あふれる違反広告物（特に、張り紙・のぼり旗の増加）をどのようにして撤去していくか。除却協力員制度の拡大を図る。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
違反広告物について、区民への啓発を図る。また、道路監察車パトロールにより、違反広告物の撤去活動を継続して実施していく。	町の環境美化を図り、住み良い町を形成していく。
1 違反広告物除却協力員のネットワークの拡大を図る。 2 除却協力員を地域のリーダーとして位置づけ、協力員相互が組織的に活動できるような体制を整備する。	多くの区民が違反広告物除去協力員制度を理解し、積極的な参加協力を得られるようになる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	屋外広告物を規制することは、良好な景観の形成等に貢献する事業である。

議（要質問）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	道路管理システム運営費	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	大熊朋子	内線	2715
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	道路管理システム運営費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠	(財)道路管理センター協定書	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	多種多様な道路の地下埋設物件の管理事務を効率かつ迅速に行うため、国、東京都、23区等が出捐（荒川区は1,212,000円/平成3年）して（財）道路管理センターを設立。同センターの運営・システム開発に要する経費を各団体が負担し、センターが開発したコンピュータ・マッピング技術を利用した「道路管理システム」を利用している。				
対象者等	（財）道路管理センター、国・都・区市町村、電気・ガス・通信・水道・下水道などの公益事業者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可業務 占用許可申請書、添付図書等の記載内容を標準化し、書類の作成及び管理をコンピューターで処理することにより業務の省力化、高度化を図る。 ・道路工事調整業務 図面と調書を標準化し、システムによる図面・調書の作成、オンライン端末を使用した道路工事計画の入力更新、検索及び施行状況確認等、道路工事調整業務の効率化を図る。 ・道路占用物件管理業務 道路及び占用物件情報のデータベースの一元管理により、端末でのデータ検索や図面の出力を可能とし、業務の効率化を図る。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和61年3月 (財)道路管理センター設立 ・平成3年6月 道路管理システム運用開始（出捐金は1,212,000円） ・平成11年9月 道路工事調整業務運用開始 ・平成12年1月 道路管理センターと協定締結 ・平成12年2月 端末機設置、入力開始 ・平成12年4月 道路占用物件管理業務オンライン検索を開始。占用許可業務オンライン電子申請の運用開始 小規模占用については、来庁しての申請が必要なくなった。 ・平成12年7月 道路占用物件状況図を出図、一般の閲覧に供した。 ・平成18年5月 接続回線種類の変更（NTT Bフレットの利用開始）に伴う「ハードウェアの接続に関する覚書」締結 ・平成19年7月 第3次ハードウェア更新・継続利用ソフトの改良を実施 ・平成21年4月 新端末機設置（5年間長期継続契約済） 				
必要性	道路占用工事をコンピュータで管理することで、最新の道路状況が把握でき、帳票類も簡素化できるなど事務の効率化に役立っている。また、電子申請制度の採用により、窓口業務の煩雑さの軽減という観点から必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	4,725	4,666	4,367	4,356	3,774	3,680	3,446	
決算額（23年度は見込み）	4,649	4,270	4,233	4,128	3,589	3,524	3,446	
人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	3,448	5,124	5,124	5,082	4,886	6,104		
減価償却費						2,034		
【事務分担当】（%）	40	60	60	60	60	70		
合計（+ +）	8,097	9,394	9,357	9,210	8,475	9,628	3,446	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	8,097	9,394	9,357	9,210	8,475	9,628	3,446	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	大規模占用許可件数	360	372	341	343	339	222	230
	小規模占用許可件数	1,273	1,382	1,410	1,264	1,097	1,141	1,150

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用	レーザープリンタ用品	65	レーザープリンタ用	56	レーザープリンタ用
	道路工事調整会議図面	82	道路工事調整会議図	109	道路工事調整会議図	120	
	地下埋設物件図	0	地下埋設物件図	12	地下埋設物件図	14	
役務費	専用回線使用料	125	専用回線使用料	125	専用回線使用料	125	
委託料	端末機保守点検委託料	282	端末機保守点検委託	282	端末機保守点検委託	283	
賃借料	端末機一式リース料	354	端末機一式リース料	354	端末機一式リース料	355	
負担金	運営負担金	2,681	運営負担金	2,586	運営負担金	2,407	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	大規模占用申請件数	343	339	222	230	—	
	小規模占用申請件数	1,264	1,097	1,141	1,150	—	

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	道路管理事務や占用企業者の申請業務など、事務の効率化のために必要である。

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	占用工事道路復旧事業	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	小賀野貴子	内線	2714
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	工事費(01-01-01) 道路復旧調査費(01-01-02) 事務費(01-01-03)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	28 年度	根拠	道路法、道路占用工事要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	企業者が行う占用工事について、復旧方法・構造・範囲・時期を適切に指導及び調整を行うことにより、道路の掘り返しを抑制し、効率的な工事施行と通行の安全を確保する。				
対象者等	荒川区道(平成23年4月現在) 延長：197,844m 面積：1,231,325㎡ 対象者：水道局・下水道局・東京ガス・東京電力・N T T				
内容	1 復旧方法 (1)自費復旧：占用企業者自ら自費にて復旧する。 (2)受託復旧：占用企業者から本復旧費を徴収し、区が本復旧を行う。 一般工事による復旧(道路復旧工事) 応急復旧工事(道路応急復旧工事) 受託については、占用工事の重複や道路全体で整備が必要と思われる場合に実施。 2 復旧指導 占用工事毎に区担当者が現地の立会い、構造・範囲・時期の指導及び竣工検査を行う。 3 調整業務 年4回の道路工事調整会議を行い、工事内容・工程・競合などを調整する。				
経過	平成10年度までは道路課で事業を行っていたが、平成11年度の組織改正により、土木管理課へ移管				
必要性	占用工事は、区民生活に必要なライフラインを整備するもので、占用工事を適切に指導・調整することは、円滑かつ効率的な工事施行による通行の安全と道路環境の向上につながり、必要不可欠なものである。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・道路復旧工事：工事費の一部予算を道路課へ配布替し、道路改修工事と併せて復旧を実施。 ・道路応急復旧工事：受託路線の掘削跡を対象とし、1箇所当り70㎡未満の補修工事を実施。 ・道路復旧調査委託：道路課が執行する道路復旧工事の測量調査委託で、予算を道路課へ配布替し実施。 ・企業者自費復旧工事：受託以外の復旧は、占用企業者自ら本復旧を実施。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	106,149	101,154	90,882	81,076	80,217	69,794	115,050	
決算額(23年度は見込み)	101,507	93,312	88,581	79,785	75,377	67,234	115,050	
人件費(退職給与引当金繰入額を含む)	17,897	18,614	18,664	18,534	17,104	18,487		
減価償却費						8,134		
【事務分担量】(%)	280	290	290	290	290	280		
合計(+ +)	119,404	111,926	107,245	98,319	92,481	85,721	115,050	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	118,581	143,642	141,907	135,585	122,025	127,755	124,988	
一般財源	823	-31,716	-34,662	-37,266	-29,544	-42,034	-9,938	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	占用工事(自費復旧)調定金額	46,193	67,539	54,119	49,184	62,114	53,303	55,896
	占用工事(受託復旧)調定金額	72,388	76,103	87,789	54,949	59,911	74,451	69,092
	道路復旧工事実施路線数	7	6	7	8	7	7	12
	道路応急復旧工事実施件数	50	58	58	57	45	39	44

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）			
		主な事項		主な事項		主な事項			
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）			
一般需用	消耗品費	46		消耗品費	49		消耗品費	77	
	印刷製本費	258		印刷製本費	172		印刷製本費	449	
	委託料	3,003		測量調査	2,530		測量調査	4,064	
	工事請負	道路復旧工事	47,011		道路復旧工事	39,217		道路復旧工事	85,258
		道路応急復旧工事	25,059		道路応急復旧工事	25,266		道路応急復旧工事	25,202

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	復旧指導件数	1,534	1,370	1,282	1,400	—	自費復旧、受託復旧の合計数
	自費復旧指導件数	1,283	1,163	1,052	1,200	—	
	受託復旧指導件数	251	207	230	230	—	

（問題点・課題）	<p>予算編成に併せ、前年度に次年度の工事路線が決まるため、中・長期的な計画が困難である。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
道路工事の中・長期計画の可能性について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な工事施工を図れる。 ・沿線住民への影響を最小限に抑えられる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<p>占用工事に伴う復旧整備は、道路を良好な状態に維持するために不可欠である。</p>

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	放置自転車撤去	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	山田剛嗣	内線	2717
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	放置自転車撤去（31 - 60 - 25 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠法令等	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	#REF!			
	政策	#REF!			
	施策	放置自転車対策の推進[08-04]			
目的	放置された自転車等を撤去する事により安全で快適な生活環境の維持・向上を図る。				
対象者等	道路上に放置してある自転車等				
内容	・放置自転車撤去・返還・処分 ・放置防止指導・啓発				
経過	1 昭和60年12月 「東京都荒川区自転車等の放置防止に関する条例」制定、放置自転車等の撤去開始 ・撤去手数料 自転車 ¥2,000円、原付 ¥3,000円 2 平成9年3月 撤去手数料改正 ・撤去手数料 自転車 ¥3,000円 原付 ¥4,500円 3 平成9年10月 条例改正（自転車法改正に伴い、駐車対策協議会及び総合計画に関する項目を追加） 4 平成11年10月 撤去手数料改正 ・撤去手数料 自転車 ¥5,000円 原付 ¥7,500円 5 平成17年6月 条例改正（撤去自転車を売却できる条文を追加） （17年度単価750円 18年度単価478.8円 19年度単価758.1円 20年度単価1,105.65円 21年度単価558円） 6 平成21年12月 保管台帳システム稼働 7 平成22年4月 三河島自転車保管場所の返還時間を午後6時から8時に変更				
必要性	駅周辺の放置自転車を防止するとともに生活環境の向上を図るため必要不可欠である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 放置自転車等撤去・運搬業務委託 諏訪運送店 ¥9,695,700(入札) 三河島自転車保管場所機械警備委託 セコム ¥548,100(長期継続契約) 自転車等放置防止・指導啓発等業務委託 シルバー人材センター ¥49,278,464(随意契約) 時間単価@872円 撤去した放置自転車の売却 井田商店 一台あたり ¥1,321.95(入札) 撤去した放置自転車の廃棄 (株)環境整備 一台あたり ¥140.70(入札)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	77,806	74,948	77,820	84,519	97,825	112,458	110,400	
決算額（23年度は見込み）	69,093	70,308	75,971	77,200	87,584	91,392	110,400	
人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	20,042	46,100	46,350	22,798	22,156	20,477		
減価償却費						14,525		
【事務分担当量】（%）		370	370	440	440	500		
合計（+ +）	89,135	116,408	122,321	99,998	109,740	111,869	110,400	
国（特定財源）						10,856		
都（特定財源）								
その他（特定財源）	7,945	18,454	18,539	19,898	20,247	17,900	19,192	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	放置自転車撤去(台数)	9,750	10,480	11,667	9,958	10,634	9,076	-
	返還(台数)	1,823	3,007	3,318	3,277	3,411	2,711	-
	処分(リサイクル600台、海外譲与100台含む)(台数)	5,100	2,531	1,541	1,714	3,948	3,920	-
	売却(台数)	3,092	6,672	5,086	4,860	3,280	2,295	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	委員報酬・共済費		荒川区自転車等駐車対策協議会委員報酬等	2,336	荒川区自転車等駐車対策協議会委員報酬等	2,910	
	光熱水費及び食糧費	保管所光熱水費等	269	保管所光熱水費等	287	保管所光熱水費等	319
	一般需用費	撤去及び保管場所維持用品2,307千円 警告札等印刷製本1,053千円 他47千円	3,407	撤去及び保管場所維持用品等2,006千円 警告札等印刷製本594千円 他150千円	2,750	撤去及び保管場所維持用品等3,480千円 警告札等印刷製本1,002千円 他595千円	5,077
	役務費	保管所電話73千円 海外譲与運搬181千円 他10千円	264	保管所電話218千円 海外譲与運搬181千円 他7千円	404	保管所電話230千円 海外譲与運搬181千円 他10千円	421
	委託料	撤去自転車管理システム導入及び保守 放置自転車撤去 放置防止啓発業務 保管所管理業務 ほか	75,452	放置自転車撤去 放置防止啓発業務 保管所管理業務 ほか	79,518	放置自転車撤去 放置防止啓発業務 保管所管理業務 ほか	95,427
	使用料及び賃借料	自転車保管場所借地料	4,986	自転車保管場所借地料	5,072	自転車保管場所借地料	5,218
	備品購入費	撤去自転車管理システム機器2,095千円 自動体外式除細動器91千円	2,186		0		0
	負担金補助及び交付金	海外譲与自治体連絡会分担金1,000千円 他20千円	1,020	海外譲与自治体連絡会分担金1,000千円 他20千円	1,020	海外譲与自治体連絡会分担金1,000千円 他20千円	1,020
	公課費	車両重量税印紙代(車検)	9	車両重量税印紙代(車検)	8	車両重量税印紙代(車検)	8

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	放置台数（午後の定点観測値）	1,930	1,577	1,663	1,400	1,000	
	返還率（＝返還数÷撤去数）	32.9%	32.1%	29.9%	32.0%	35.0%	23区平均返還率＝63.8%（平成21年度）

（問題点・課題）	区内における今後の放置自転車対策のあり方などについて、とりまとめた(仮称)荒川区自転車等総合計画を策定する。京成町屋駅の高架下に自転車置場を設置できるよう京成電鉄に働きかけていく。
	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平日の夜間及び土日に放置自転車の撤去を行う。	区内駅周辺の道路上の放置自転車の解消。駅前にはさわしい都市景観の確保。
自転車等放置防止・指導啓発員の業務内容を見直す。	適正な人員配置がなされ、効率的な啓発指導を期待できる。
区報で放置自転車特集号を発行する。	自転車利用者のマナーが向上され、放置自転車が減少する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	これまでの通勤通学など長時間利用者の対策に加え、短時間利用者の対策などが必要である。

（状況）	【平成20年第2回定例会】京成線高架下に自転車等駐車場を設置するための要請について 【平成23年第1回定例会】京成線高架下に自転車等駐車場を設置するための要請について及び、区営自転車駐車場の一時利用料金の引き下げについて
------	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自転車置場・自転車駐車場管理運営	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	山田剛嗣	内線	2717
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	自転車駐車場管理運営費（31-60-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 61 年度	根拠法令等	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例		
終期設定	有 無 年度	計画区分	計画	非計画	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	放置自転車対策の推進[08-04]			
目的	自転車等の利用者の利便を図るとともに、区民の良好な生活環境の向上を図る。				
対象者等	区民及び区民以外が、通勤・通学等により自転車駐車場を利用する下記の者。 1 身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳若しくは東京都愛の手帳交付要綱による愛の手帳の交付を受けている者、又はこれに準ずる者。 2 65歳以上の者 3 住居又は勤務先若しくは通学先が利用する駅からおおむね700メートルを超える距離にある者				
内容	1 自転車駐車場（センターまちや・南千住駅東口・日暮里駅前）の管理・運営（指定管理者） ・開場時間 04:30～25:00 ・使用料 定期利用 区内在住者 2,000円/月 区外在住者 4,000円/月 学割 区内在住者 1,400円/月 区外在住者 2,800円/月 一時利用 2時間以内 無料（平成20年8月1日より） 8時間以内 100円 8時間超 200円 2 自転車置場の設置・管理（14箇所） 利用登録承認事務 ・登録 年度（4/1～3/31） ・手数料 区内在住者 3,300円 区外在住者 6,600円 3 自転車置場の整理・誘導 ・区内主要駅（南千住 町屋 西日暮里 三河島 熊野前 赤土小前 三ノ輪）に整理員（シルバー）を配置（計15名） 午前7:00～午前10:00（土日、祝日除く） ・西日暮里自転車第三自転車置場（法面）1名 西日暮里自転車一時利用置場 1名 午前7時～午後4時（年未年始を除く） 4 民間自転車駐車場助成 ・S61年3件 S62年3件 S63年1件 H6年1件 H7年1件 H14年1件 H16年1件 H18年1件 H20年1件（計13件）				
経過	・昭和60年12月 条例制定（61年5月施行）登録手数料 区内在住者2,000円 区外在住者4,000円 ・平成9年3月 条例改正（9年5月施行）登録手数料 区内在住者2,600円 区外在住者5,200円 ・平成12年4月 条例改正 区内在住者3,300円 区外在住者6,600円 （自転車駐車場） ・平成7年12月 荒川区自転車等駐車場条例制定 ・平成8年4月 センターまちや自転車駐車場 新設 （定期利用）区内在住者 2,000円/月 区外在住者 3,000円/月（一時利用）1日1回 100円 ・平成14年4月 南千住駅東口自転車等駐車場 新設 ・平成16年4月 条例改正（学割制度新設 一時利用料金改定 区外在住者料金改定） ・平成17年7月 条例改正（指定管理者制度の導入） ・平成17年12月 本会議・指定管理者議決 ・平成18年4月 指定管理者制度開始 南千住東口：(株)ソーリン / センターまちや：サイカパーキング(株)「旧社名・再開発振興(株)」 ・平成19年7月 条例改正（指定管理者制度の導入） ・平成20年4月 日暮里駅前自転車駐車場 新設（指定管理者（株）ソーリン） ・平成20年8月 自転車駐車場一時利用額の変更（2時間まで無料、8時間まで100円、8時間以上200円）				
必要性	駅周辺の放置自転車を防止するとともに生活環境の向上を図るため必要不可欠である。				
実施方法	（自転車置場 3委託 シルバー人材センタ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （自転車駐車場 3委託 指定管理者）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	82,369	25,623	31,753	69,442	35,588	31,619	33,858	
決算額（22年度は見込み）	66,500	20,361	29,251	64,319	30,083	28,359	33,858	
人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	20,519	46,100	46,350	23,287	22,645	14,371		
減価償却						7,553		
【事務分担量】（%）		390	390	460	460	260		
合計（+ +）	87,019	66,461	75,601	87,606	52,728	42,730	33,858	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	83,710	24,116	24,652	29,962	27,228	26,784	23,851	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	自転車置場（定数）	3,363	3,338	3,238	3,403	3,403	3,403	-
	自転車駐車場（定数）	2,485	2,485	2,485	3,585	3,585	3,585	-
	バイク置場（定数）	25	25	25	25	25	25	-
	合計	5,873	5,848	5,748	7,013	7,013	7,013	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	光熱水費・一般賃金	駐輪場等光熱水費597千円 他249千円	846	駐輪場等光熱水費714千円 他269千円	827	駐輪場等光熱水費729千円 登録アルバイト269千円	998
	一般需用費	置場登録他用品776千円 印刷製本587千円 物品修繕1,825千円 家屋等修繕 0千円	3,188	置場登録他用品1,064千円 印刷製本729千円 物品修繕900千円 家屋等修繕200千円	2,224	置場登録他用品813千円 印刷製本729千円 物品修繕900千円	2,442
	委託料	西日暮里自転車置場ラック保守点検52千円 置場整理誘導19,025千円 他1,869千円	23,616	西日暮里自転車置場ラック保守点検63千円 置場整理誘導ほか25,171千円	24,522	指定管理者修繕費2,542千円 西日暮里自転車置場ラック保守点検63千円 置場整理誘導ほか26,949千円	29,554
	使用料及び賃借料	公有地賃借料 721千円	721	公有地賃借料 864千円	722	公有地賃借料 864千円	864
	工事請負費	南千住二丁目自転車置場・熊野前第二自転車置場整備工事	1,712		0		0
	備品購入費		0	自転車置場登録用プリンタ	65	自転車置場登録用プリンタ	70
	負担金補助及び交付金	民間自転車駐車場助成 0千円	0	民間自転車駐車場助成 0千円	0	民間自転車駐車場助成 1,575千円	1,575

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	駐輪可能台数(区立・一日当たり)	7,745	7,745	7,865	7,785	-	
	駐輪可能台数(民営・一日当たり)	951	1,216	1,311	1,311	-	
	駐輪可能台数(合計・一日当たり)	8,696	8,961	9,176	9,096	10,000	

問題点・課題 (指標分析)	日暮里駅自転車駐車場の利用者の拡大 町屋駅周辺の自転車駐車場の整備をあらたな自転車駐車対策計画の中で検討 民間事業者による自転車駐車場建設促進					
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)				

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
鉄道事業者への積極的な協力要請(JR、京成、東京メトロ)	放置自転車の大幅な減少
指定管理者と協議し、施設の照明のLED化をすすめる。	ランニングコストの減額が期待できる。
商店街と協力し、空き店舗などに駐車場を作る。	放置自転車の減少及び商店街の活性化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	放置が多い地域の駐輪施設を拡充し、区民サービスを基本に、自転車駐車場の管理・運営を行う。

議 案 (要質旨状)	[平成20年第2回定例会]京成線高架下に自転車等駐車場を設置するための要請について [平成23年第1回定例会]京成線高架下に自転車等駐車場を設置するための要請について及び、区営自転車駐車場の一時利用料金の引き下げについて
---------------	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	道路管理事務費	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	森久文	内線	2718
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	道路管理事務費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	道路法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	区道の認定・改廃、境界確定、不法占使用の解消等を行い、道路を適正に管理する。				
対象者等	区民等				
内容	1 区道の認定・改廃等を行う。 ・区道の認定・廃止 ・細街路拡幅整備要綱、市街地整備指導要綱等に基づく区域変更 ・区道敷等の土地の寄附申請受理 2 区道及び法定外公共物を管理する。 ・道路等の境界確定及び現地標示 ・道路工事施工時の区道区域に関する施工者への指導 ・区道等境界証明及び区道等区域証明の発行 ・補足測量、公共基準点の管理保全 3 不法占使用対策を行う。 ・建築確認申請時による不法占使用の状況把握及び指導 ・不法占使用解消に伴う道路境界保全工事 ・法定外公共物の売払い申請受理				
経過	・平成11年度から道路認定事務（一般道路）と補足測量事務等を統合し、道路管理事務費とした。 ・平成20年度から公共基準点の管理保全を行う。				
必要性	区道等を適正に管理する。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	9,833	9,640	19,495	31,646	31,745	41,035	40,796
	決算額（23年度は見込み）	7,352	5,876	16,605	30,418	24,100	35,389	40,796
	人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	4,610	46,080	46,115	61,932	61,776	63,727	
	減価償却費						24,983	
	【事務分担当】（%）	570	590	590	870	895	860	
	合計（ + + ）	11,962	51,956	62,720	92,350	85,876	99,116	40,796
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	11,962	51,956	62,720	92,350	85,876	99,116	40,796
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	境界確定申請	139	172	130	142	110	141	-
	境界確定図・区域証明発行	828	1,154	1,147	1,110	1,152	1,268	-
	不法占使用の解消(道路保全工事)	14	8	13	14	12	28	-
	払下げによる不法占使用の解消	13	17	11	5	2	5	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	光熱水費	40	ガソリン代	34	ガソリン代	52
	一般需用費	1,347	現場消耗品等	1,449	現場消耗品等	1,502
	印刷製本費	171	地図・青焼製品	82	地図・青焼製品	509
	物品修繕費	138	自動車等備品修繕	150	自動車等備品修繕	148
	委託料	4,682	補足測量委託等	4,701	補足測量委託等	9,462
	工事請負費	17,595	不法占解消境界工事	28,965	不法占解消境界工事	29,112
	備品購入費	118				
	役務費	0	公函複写手数料	0	公函複写手数料	3
	公課費	9	自動車重量税	8	自動車重量税	8

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	境界確定	109	96	107	-	120件	関係権利者の合意に基づく確定
	不法占使用解消	14	12	28	-	20件	境界確定に基づく道路保全工事

（問題点・課題 指標分析）	<p>道路区域や官民境界の調査を行う敷地調査は、平成元年から15年度まで区内の50%の調査を実施した。しかし、多額の予算を必要とすることや、地籍調査への移行も含めて検討を要するため中断している。</p> <p>不法占使用等により道路としての機能を消失し実体のない認定区道や法定外公共物について、用地の整理と有効活用を行うため廃道や払い下げの検討が必要になっている。</p> <p>道路の認定改廃や境界確定その他の調査等の資料について災害時に備えたバックアップ体制がない。</p>
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
	<p style="text-align: center;">改善により期待する効果</p> <p>土地の境界が明確になることにより、境界をめぐるトラブル発生の未然防止や土地の売買・分合筆の円滑化さらに災害時の迅速な復旧等に役立つ。また、国・都から補助金がある。</p>
	<p>道路としての機能を消失している法定外公共物等の払い下げ基準や現況のない区道の取扱等について検討を行う。</p> <p>機能を消滅した認定区道や法定外公共物等の払い下げにより用地を整理し、周辺と一体になった用地として有効活用され開発や街づくりに寄与する。</p>
	<p>蓄積された資料が災害を受けて消失しても、再現できるシステムの構築に向けて検討を行う。</p> <p>東日本大震災において多大な資料の流失があった。荒川区においても火災等による消失も想定される。このような場合に備えたシステムの構築によって資料の再現が可能となる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	道路を適正に管理するため、必要な事業である。

議 会 要 旨 問 答 状	<p>【平成23年第二回定例会】 旧江川堀の整備について</p>
---------------------------------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	道路台帳補正費	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	加納克典	内線	2718
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	道路台帳補正費（01-05-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	道路法第28条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	区道の認定・改廃及び細街路の拡幅整備事業等により、区域の変更があった箇所について道路台帳を補正し、道路を適正に管理する。				
対象者等	区民等				
内容	1 区道の認定・廃止・区域変更（細街路拡幅整備箇所・市街地整備箇所等の変更箇所）について、測量を実施し、道路台帳平面図及び調書を補正する。 2 細街路拡幅整備箇所等について図面化と求積を行い、区道等区域に編入するための図書を作成する。				
経過	昭和40年度：道路台帳現況平面図の調製を開始 平成11年度：道路認定事務（細街路）と道路台帳作成費を統合 平成12年度：道路管理センター端末による地下埋設物台帳平面図の閲覧開始				
必要性	道路法28条の規定により、道路管理者は道路台帳の調製・保管が義務付けられている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	13,996	13,996	13,996	13,995	13,995	14,398	13,665
	決算額（23年度は見込み）	12,075	11,361	9,912	12,495	11,813	12,548	13,665
	人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	12,827	12,723	12,748	3,934	2,565	3,488	
	減価償却費						1,162	
	【事務分担当】（%）	185	185	185	50	35	40	
	合計（+ +）	24,902	24,084	22,660	16,429	14,378	16,036	13,665
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	24,902	24,084	22,660	16,429	14,378	16,036	13,665	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	道路台帳補正延長（m）	5,981	6,619	6,500	5,583	6,216	6,000	-
	細街路区域編入件数	148	122	158	121	105	103	-
	細街路区域編入延長（m）	1,299	1,384	1,580	1,195	1,285	1,110	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	道路台帳補正委託	11,813	道路台帳補正委託	12,548	道路台帳補正委託	13,665

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	道路台帳補正（％）	100	100	100	100	100	変更部分の台帳補正

（問題点・課題）	<p>道路台帳における道路幅員の表示が側溝の内側表示になっているため、総幅員については道路台帳幅員に側溝幅（両側側溝の場合は20cm）を足したもので説明している。よって、説明が不要になるように道路台帳図面の表示を全幅員表示に変更したい。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
道路台帳平面図の道路幅員は総幅員で表示する。このため修正が必要になり、その作業の方法について検討を行う。	現在は、表示幅員に側溝幅(10又は20cm)をプラスして説明しているが、全幅員表示にすることによって、説明が不要になり間違いも起こりにくい。また、効率的な対応が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	道路台帳の調製は道路法に既定され、区民生活に不可欠な重要な事業である。

（議会議案要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	荷さばき駐車場設置費	部課名	土木部土木管理課	課長名	佐久間勇一
		担当者名	山田剛嗣	内線	2712
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	荷さばき駐車場設置費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	荒川区荷さばき駐車場設置要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	交通安全対策の推進[11-06]			
目的	道路交通法の改正による駐車違反の取締り強化に伴い、集配業務を営んでいる区内業者等や福祉・介護サービス等に従事している者の駐車スペースを確保するため「荷さばき駐車場」を設置し、集配事業者等が円滑な事業運営が出来るよう支援することを目的とする。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・集配業務等に従事している事業者で、荷さばき駐車場を必要とする者 ・福祉、介護サービス等に従事している者で、一時駐車を必要としている者 				
内容	<p>集配事業を営む区内中小零細事業者、福祉・介護サービス等に従事している方が抱えている問題を少しでも解決するため、平成18年度に駐車スペースのある区施設（16箇所）に設置した。</p> <p>平成19年度は民間駐車場等に10箇所の荷さばき駐車場を設置し、合計26箇所とした。</p> <p>平成22年度に区施設で1増（南千住第4児童遊園 南千住1-56）、1減（道路工事事務所 南千住7-20）となった。</p> <p>平成23年度は民間駐車場等で1箇所減（鈴木駐車場 西尾久3-9）があり、合計25箇所となっている。</p> <p>利用時間 30分未満 利用料 無料</p>				
経過	道路交通法の一部改正により、荷物の積み降ろしなどで短時間の駐車をした場合でも駐車違反の取締りの対象となるため、平成18年10月から区施設（16箇所）の荷さばき駐車場を設置し、平成19年度に民間駐車場等に10箇所増設し、合計26箇所とした。平成23年4月1日現在1箇所減の合計25箇所となっている。				
必要性	WW				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額			2,699	3,215	3,115	3,066	3,342	
決算額（22年度は見込み）			2,250	2,910	2,910	3,005	3,342	
人件費（退職給与引当金繰入額を含む）		854	854	847	814	5,791		
減価償却費						5,287		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	182		
合計（+ +）	0	854	3,104	3,757	3,724	8,796	3,342	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	854	3,104	3,757	3,724	8,796	3,342	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
荷さばき駐車場設置数（公共）（累計）	-	16	1(17)	0(17)	0(17)	0(17)	0(17)	
荷さばき駐車場設置数（民間）（累計）	-	-	9	0(9)	0(9)	0(9)	0(10)	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	使用料及び賃借料	駐車場賃借料	2,910	駐車場賃借料	2,910	駐車場賃借料	3,252
	一般需用費	看板・標識	0	看板・標識	95	看板・標識	90

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
	荷さばき駐車場設置箇所累計	26	26	26	27	30	設置箇所累計（空白地域の検証）

（問題点・課題）	集配事業を営む区内中小事業者、福祉・介護サービス等に就いている方が抱えている問題を解決するために設置したが、拡大を望む声が多い。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用実態と空白地域の現状を把握し、設定について検討する。	利用者のニーズにあった設置場所や利用実態の確認による効果的な事業展開が図れる。
現在設置している荷さばき駐車場の周知とさらなる需要に応える。	集配業者等の違法駐車への減少

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	利用実態を把握し、ニーズにあった設置を進めるとともに、使用にあたってのルール・マナーの遵守を図っていく。

況議（要質問状）	
----------	--